

○総務省告示第百五十一号

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十八号）第一条第一項に規定する総務大臣が定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

平成二十八年四月一日

総務大臣 山本 早苗